

第36回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成17年6月16日(金)午後1時30分～

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諸般の報告

4 議 事

(報告事項)

(1) 報告第25号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目22)

(2) 報告第26号 広報広聴関係事業の取扱いについて(協定項目25 - 4)

(3) 報告第27号 環境衛生事業の取扱いについて(協定項目25 - 10)

(4) 報告第28号 上・下水道事業【水道】の取扱いについて(協定項目25 - 19 -)

(5) 報告第29号 上・下水道事業【下水道】の取扱いについて(協定項目25 - 19 -)

5 その他

(1) 霧島市市章検討アドバイザーについて

(2) 合併までに調整する項目等の報告日程(予定)について

(3) 次回の会議日程等について

6 閉 会

会 議 出 席 者

有村久行委員	大庭 勝委員
福島英行委員	湯前則子委員
前田終止委員	宮田揮彦委員
吉村久則委員	上村哲也委員
津田和 操委員	榎木ヒサ工委員
小原健彦委員	新村 俊委員
西村新一郎委員	石田與一委員
山下勝義委員	永田龍二委員
福丸 一委員	徳永麗子委員
榎並 勉委員	松山典男委員
深町四雄委員	狩集玲子委員
徳田和昭委員	砂田光則委員
樋渡 明委員	松永 讓委員
常盤信一委員	児玉實光委員
今村日出子委員	原田統之介委員
黒木更生委員	八木幸夫委員
尾崎東記代委員	
桑原映人委員	
稲垣克己委員	
川畑征治委員	
西 勇一委員	
小久保明和委員	
諏訪順子委員	
松枝洋一郎委員	
秋峯イクヨ委員	
道祖瀬戸謙二委員	
今島 光委員	
延時力蔵委員	
東鶴芳一委員	
森山博文委員	
原 京子委員	
山口茂喜委員	

会 議 欠 席 者

今吉耕夫委員

脇元 敬委員

岩崎薩男委員

林 麗子委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

定刻になりましたので、ただいまから第36回始良中央地区合併協議会を開会いたします。一同礼。本日始良中央地区合併協議会規約に定めます定足数を満たしておりますことをここでご報告させていただきます。なお、ご都合によりまして今吉委員、脇元委員、岩崎委員、林委員の方から会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日ももう数えますと第36回目の会議になりますが、会議を開催させていただきました。皆さん方には大変お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございました。さて、新市霧島市のシンボルとなります市章を今募集をいたしているところでございますが、市内外を含めまして今約 650点ほどの応募のある状況でございます。後ほど報告をさせていただきますけれども、3名の方に市章選考アドバイザーをお願いをいたしておりますので、今後このアドバイザーの意見を聞きながら、市章検討小委員会におきまして新市霧島市にふさわしい作品を選考していただけるのではないかと期待をいたしているところでございます。また、本日は、合併までに調整するをいたしておりました項目のうち、専門部会、幹事会で協議、決定されたもの5件を報告をし、ご意見をいただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。簡単でございますが、開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきますたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきますたいと思います。どうかよろしくご協力のほどお願いを申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございますが、合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。はい、藤田事務局長。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料の1ページ目をお開きいただきたいと思っております。会議次第に続きまして2ページ目に諸般の報告として協議会の行事や事務局の動き等について整理をしております。5月の20日に第35回の協議会を開催いたしまして以降の会議等について整理をしております。ご覧のとおり、合併協議の方も各部会、それから分科会等を中心に毎日多数の会議を開催をしているところでございます。主なものにつきまして少しご説明を申し上げたいと思います。5月の26日、ページの一番下になりますけれども、第39回の幹事会を開催いたしております。これにつきましては内容といたしまして平成17年度の始良中央地区合併協議会の補正予算と、それから合併関連予算、本6月定例会の方に提案をいたす、各市町の負担すべき予算等について協議を行っております。また、

新市の事務組織・機構につきましても関係する職員をこの幹事会に同席をした上で組織・機構についての説明も行ったところでございます。以上が第39回の幹事会の主な内容でございました。続きまして3ページにつきましてはそれぞれの会議でございますので、お目通しを願いたいと思います。それから、4ページでございますけれども、6月の7日にコミュニティの検討委員会を開催いたしております。コミュニティの検討委員会、これは第2回目の会議でございましたが、各市町4名の方々からなります委員の方々でございまして、この日はいわゆる地域まちづくりの先進事例という形で、調整の方針が、霧島町、それから国分市の例を参考に進めるというような方針が示されておりましたので、これらの事例についての説明を受けた後、各市町ごとに分かれまして各市町のコミュニティの現状とか、それから今後の課題等について意見の交換をしたところでございます。内容についてはそのようなところでございました。それから、6月9日が第40回の幹事会を開催いたしております。これにつきましては本日提案をいたしております5件の事項について幹事会で整理をいたしました。内容については割愛をさせていただきます。それから、5ページでございますけれども、本日の会議になっておりますが、コミュニティ検討委員会が6月15日に先進地の研修を行いました。昨日でございます。これにつきましては熊本県の合志町、合志という所ですが、「こうし」と読ませるそうですが、合志町と、それから宮原町、この2箇所のコミュニティの状況について研修を行っております。本日が第36回の協議会でございます。今後の予定につきましては5ページ以降に示してございますので、お目通しをいただきたいと思います。それから、市章の募集状況についてでございますけれども、先ほど会長のあいさつの中で650件を超過という件数がございましたが、私どもも今それぞれ広報に努めまして、最近になって少し勢いが伸びてきたというようなことでございまして、昨日以降、本日午前中に届いた分が150件を超過応募も出ております。それから専門学校であるとか、そういう所からのまとまった応募も出てきております。あと、6月20日までが募集の期間でございますけれども、今までの成果が出るような応募があるところを期待をしているところでございます。以上で諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局長の方から説明がございましたが、諸般の報告につきまして皆様方の方から何かご意見等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にご意見、質問等はないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。本日は5件の報告事項を上げさせていただいております。これまでの協議会におきまして協議、決定していただきました調整方針の中で合併までに調整すると決定した128項目のうち11項目につきまして専門部会、幹事会において協議、決定いたしましたので、報告させていただきます。併せて委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。まず、議事の(1)、報告第25号、介護保険事業の取扱いについて(協定項目22)を議題といたします。保健福祉専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会保健福祉専門部会長（福盛 安美）

保健福祉専門部会の福盛でございます。隣が社会福祉分科会副分科会長の馬渡でございます。よろしくお願いたします。それでは、早速ご報告申し上げます。報告第25号、介護保険事業の取扱いについて（協定項目22）でございます。介護保険事業の取扱いについて、平成16年1月15日、協議第31号で協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年6月16日提出、始良中央地区合併協議会長名でございます。1ページ目をお開きいただきたいと思います。次の3項目について具体的な調整結果がまとめ、幹事会において決定いただきましたので、ご報告いたします。まず協議項目1、介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新たな介護保険事業計画策定のため、介護保険運営委員会の設置に関することや準備事務については、合併までに調整するとの調整方針でしたが、具体的な調整結果は、第3期介護保険事業計画策定のための策定委員会の委員は次のとおり、委員は各市町から3名ずつ、その内訳は、あて職2名、住民代表1名で計21名、そのほかに広域枠5名の合計26名とするでございます。各市町からの住民代表1名ずつについては、第一号被保険者代表から3名、第二号被保険者代表から2名、家族、要介護認定者を抱える家族代表2名の7名を選出していただくことといたしております。計画策定準備事務については、委託事業者をプロポーザル方式により選考、決定し、準備を進めることといたしました。次に、協議項目2と3の介護保険料の減免については、協議、決定された調整方針は、（3）災害減免は、その割合を合併までに調整する。また、低所得者の単独減免の調整方針は、（4）のとおり、国分市、隼人町の例により合併までに調整するであります。具体的な調整結果は、災害減免については、各市町の要綱を参考に別表1のとおり調整し、また、単独減免については、別表2のとおり調整いたしております。2ページをお開きいただきたいと思います。この2ページ目が別表1、災害減免の割合表でございます。この表は溝辺町、横川町、牧園町、福山町及び霧島町の減免規定を参考にして調整をしております。（1）は第一号被保険者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者が所有する住宅、家財又はその他の財産について、震災、風水害又は火災その他これらに類する災害により著しい災害を受けたとき、例えば、損害の程度が10分の3以上10分の5未満で前年度中の世帯の合計所得金額の合算額が500万円以下の場合、保険料の2分の1の減免をするものでございます。（2）は世帯の生計を維持している者が死亡や障害、長期入院により収入が減少した場合、（3）は生計維持者が事業の休廃止や失業等により収入が減少した場合、（4）は生計維持者の収入が自然災害等により著しく減少した場合の減免割合を規定いたしております。3ページをお開きいただきたいと思います。別表2でございますが、単独減免の基準表でございます。減額内容は第2段階の保険料を第1段階の保険料に減額するものでございまして、対象者として世帯の収入額が生活保護基準以下又はそれに準じる生活困窮者で保険料の全額負担が困難であると認められること。具体的には前年度の収入の合計額が年間80万円以下であること。住民税課税者に扶養されていないこと。住民税課税者と生計を共にしていないこと。預貯金などの金額が120万円以下であること等の要件が必要でございます。下の方にございますが、平成16年度の実績といたしまして国分市10件の10万1,800円、隼人町27件の29万7千円と合わせて37件の39万8,800円が減額適用されております。なお、平成18年4月からの新たな介護保険制度が見込まれるわけですが、この規定は新たな介護

保険制度の中で6段階の保険料に組み込まれ、必要がなくなる見込みでございます。以上、調整内容につきましてご報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま保健福祉専門部会から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございましたら拳手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の(2)、報告第26号、広報広聴関係事業の取扱いについて(協定項目25-4)を議題といたします。企画専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、企画専門部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

企画専門部長の霧島町出身の塩入谷です。それから企画広報分科会長の溝辺町の藤崎です。よろしくお願い申し上げます。それでは、報告第26号、広報広聴関係事業の取扱いについて(協定項目25-4)についてご説明申し上げます。広報広聴関係事業の取扱いについて、平成15年11月13日、協議第17号で決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年6月16日提出、会長名でございます。この広報広聴関係事業につきましては第12回の協議会で四つの項目について調整方針が決定されたところでありますが、そのうちの広報紙発行の1項目については合併までに調整するとなっております。それを受けまして広報分科会、それから企画専門部会で調整案を作成し、6月9日の第40回幹事会で決定をいたしましたので、本協議会に報告するものでございます。それでは、内容の説明に入ります。1ページをご覧いただきたいと思います。広報の広報紙発行で協議会で決定されました調整方針は、真ん中の方を見ていただきますと、広報紙については毎月発行とする。お知らせ版などのほかの広報紙の種類、発行日及び配布方法は合併までに調整するとなっております。右側を見ていただきまして、具体的な調整結果として広報紙は月1回の発行とし、お知らせ版も同様に月1回の発行とする。発行日については嘱託文書の発行日に合わせる。この発行日につきましては現在総務分科会の方で協議をされておりますが、案といたしまして第2・第4の火曜日ということで検討がなされております。月2回でございます。それから、配布方法については公民会等への嘱託配布とする。なお、公共施設等への配布設置も行う。情報収集については、各総合支所に広報担当者を配置し、地域、旧市町のことで、地域の情報を取りまとめ、本庁において編集、発行する。続いて2ページをご覧いただきたいと思います。発行の形態計画を書いてありますが、情報の収集についてでございますが、すべての区域を対象とする総合情報と、それから総合支所を対象とした地域情報がありますが、まず総合情報につきましては、本庁広報係での情報収集、編集はもちろんですが、総合支所から直接本庁の各部・課へ情報を送り、編集して本庁の広報係へ送ります。また、地域情報につきましては、各総合支所の広報担当者が編集して本庁広報係へ送る流れでございます。あと委託業者や配布先の流れを書いてありますので、ご覧いただきたいと思います。続きまして3ページをご覧いただきたいと思います。広報紙発行の基本的な計画を書いてありますが、広報紙はフルカラー、それからお知らせ版は2色塗りで、掲載内容は両方とも総合

情報と地域情報を掲載することにいたしております。以下新市創刊号、それから新市の17年度、18年度の予算編成方針に関すること等を書いておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で広報広聴関係事業の取扱いについての報告を終わります。よろしく願いをいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま企画専門部会長の方から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等がございましたら拳手をお願いいたします。はい、山下委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

ただいま説明があったわけですが、広報紙の1回あるいはお知らせ版の1回、これについて一緒に広報できないかというようなふうの意見がですねうちの方でございまして、それは協議会で話してみましようということ今つないでいるところでございますが、このことについてお聞かせいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

現在の質問は、月2回別々じゃなくて、1回の方がいいというようなご質問でございますが、月1回としますと、今のところ広報紙が32ページ程度、それからお知らせ版が12ページ程度ということでかなりの部数、ページ数になります。それを一緒に配布するというのも大変なことというのもございますし、また、いち早く情報を提供するためにはそういう形で2回に分けた方がいいかというようなことでしております。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

その件につきましては了解いたしました。あとですね公民会等への配布委託ということでございますけれども、行政連絡員という考え方はなかったんですか。行政連絡員というようなふうの考えはなかったんですか。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

囑託文書の発送については総務分科会の方で検討されておりますので、できましたら事務局の方で返答を願いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

ただいまの質問につきましては、自治会・行政連絡機構の取扱いの中でその件については調整方針を出させてもらっております。昨年の6月10日に自治会と行政との連絡調整を行う委託事務は、現行のとおり新市に引き継ぐというようなことで調整方針を承認していただいております。方式については業務委託方式とするというようなことで昨年の6月に一応調整方針ということで承認をいただいております。終わります。（「了解」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに、はい、山口委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山口 茂喜）

1点だけちょっと質問なんですけど、今度、1市6町ですねそれぞれ今やっている広報紙が、今度

まとめて霧島市で11月から月1回若しくはお知らせ版入れた2回ということになるんですが、これがですよ部数がたくさん増えるもんですから、現実どうですかね、1市6町でやった時のかかる費用とですね今度霧島市になった時にかかる費用との比較というのはどのように予算ではなっているんですかね。部数が増えるから単価が安くなるからですね作成費用は落ちるかなあと思うんですけど、その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○始良中央地区合併協議会企画分科会長（藤崎 勝清）

ただいまの質問に対しまして、概算的な数字でございますけれども、来年度の予算につきましては4千万程度を見込んでおります。現在の17年度の各市町の予算の状況を考慮してみますと4,550万、ですから、部数が増えた代わりにページ単価が下がるもんですからそういった費用が下がるという、これは一種の効果だと考えております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ほかにもう特にないようですが、この件につきましては報告のとおり取り扱うことよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、ありがとうございました。本件につきましては報告のとおり取り扱うことにさせていただきます。次に、議事の(3)、報告第27号、環境衛生事業の取扱いについて(協定項目25-10)を議題といたします。生活環境専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会生活環境専門部副部会長（前田 理）

こんにちは。私専門部会副部会長の前田でございます。それから生活環境分科会長の江口でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、報告第27号、環境衛生事業の取扱いについて(協定項目25-10)、平成15年12月11日協議、決定された調整方針に基づき調整したので、3項目について報告いたします。協議会会長あて、平成17年6月16日の提出でございます。協定項目25-10の5点目で調整方針を出した合併処理浄化槽の補助事業についての補助対象区域及び補助内容について合併までに調整するとして調整結果について報告します。補助対象区域は、下水道計画区域の下水道供用開始区域、いわゆる下水道整備済区域と下水道認可区域、いわゆる下水道工事着手区域を除いた区域とします。ただし、計画区域内であっても上記区域以外は補助対象区域とするが、下水道処理計画見直しにより新たに認可区域になった場合は認可の日をもって補助対象外区域とみなします。補助金額については現状のままとし、5人槽については35万4千円、7人槽41万1千円、10人槽51万9千円の国庫補助基準額の補助金だけとし、単独での上乘せ補助は行わないこととしました。また、借家の取り扱いと別荘の取り扱いについて補助要件を設けました。借家の補助要件としては県費補助要件に該当するものとします。また、別荘については、住民票で住民登録の確認をし、居住の用に供する住宅であれば補助するとします。次に、協定項目25-10の9点目で調整方針を出したゴミの収集方法についての衛生管理組合等と協議を

行い、合併までに調整するとした調整結果について報告します。まず、添付書類にありますように、このように各自治体がそれぞれ収集、運搬については委託で処理を行っておりますので、当分の間現委託先、現区域のとおりとします。搬入先につきましては現行のとおり搬入することとしました。また、溝辺町において処理をしている廃棄物については国分地区清掃センターへ、資源ごみにつきましては天降川リサイクルセンターへ搬入することで協議が整っています。次に、協定項目25 - 10の10点目で調整方針を出したし尿浄化槽汚泥の収集、運搬、収集方法及び運搬体制についての汲み取り料金については、合併までに調整するとした調整結果について報告します。添付書類にありますように、料金について違いがございます。汲み取り料金については、現許可制度での調整は独占禁止法に抵触するため行わず、現行のとおり新市に引き継ぎます。なお、許可区域につきましては、収集、運搬を業として行う者が申請する区域といたします。以上これら3点幹事会にて決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま生活環境専門部会長の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、本件は報告のとおり取り扱うことといたします。次に、議事の（4）、報告第28号、上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25 - 19 - ）を議題といたします。水道専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、水道専門部会長。

○始良中央地区合併協議会水道専門部会長（濱崎 幸嗣）

水道部会長の濱崎でございます。隣が分科会長の平野でございます。（「よろしくお願いたします。」と言う声あり）、その隣が石塚でございます。（「よろしくお願いたします。」と言う声あり）、それでは、報告第28号、上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25 - 19 - ）、上・下水道事業【水道】の取扱いについて、平成16年3月11日、協議第45号 - 2、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整いたしましたので、報告する。平成17年6月16日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、1ページをよろしくお願いたします。協議項目1、水道関係手数料、2、水道加入金、3、開発負担金等の調整結果を幹事会で承認していただきましたので、報告いたします。1、水道関係手数料、1について、事業者指定手数料についてでございますが、現行の規定によりますと、3万円が3町、5万円が4町でございます。今後は指定を申請する業者が少ないであろうと推測されますので、水道法の改正により指定の更新がなくなったこと等を理由に霧島市においては一律5万円とするということで調整を行ったところでございます。また、現在3万円で指定を受けた業者につきましては差額は徴収しないということで調整を行っております。2の設計審査、完成検査手数料についてでございますが、現行の規定によりますと、1市6町それぞれの規定で徴収しております。霧島市におきましては、業者やお客様の分かりやすく、また、14年度の実績等を考慮した結果、設計審査、完成検査それぞれにつきまして1栓あたり800円とするのが適当ではないかということで調整を行ったところでございま

す。3、各種証明手数料についてでございますが、現在では5町が規定を設けて手数料の徴収を行っております。霧島市におきましては、事務量、経費等を考慮し、また、税務関係等の手数料と整合性を図り、1件あたり200円とするということで調整いたしました。4の督促手数料についてでございますが、現行では3町で規定を設けて手数料を徴収しているのが現状でございます。霧島市におきましては督促状の発送にかかる経費を考慮して1通あたり100円とするということで調整いたしました。5の減免規定でございますが、現行では1市6町すべてにおきまして規定を設けております。霧島市におきましても災害等の発生を想定して市長が認める場合とした条例の整備を図りたいということで調整しております。以下消火栓、消防講習立会手数料についてでございますが、現行では溝辺町と横川町の2町が規定を設けておりますが、実際の手数料徴収は行っていないのが現状であります。霧島市におきましては手数料は徴収しないということで手数料条例から削除するということで調整しております。給水開始・停止手数料についてでございますが、現行では横川町だけが規定を設けておりますが、実際の手数料徴収は行っていないということでございます。霧島市におきましては手数料は徴収しない。徴収しないということで手数料条例から削除するということで調整しております。道路占用手数料につきましては、現行では4町に道路占用申請代行手数料として規定は設けておりますが、手数料の徴収は行っておりません。また、ほとんどの申請は業者が直接行うため、霧島市においては手数料は徴収しないということで手数料条例から削除するということで調整しております。分納、延納についてでございますが、現行では1町が規定は設けておりますが、実情は徴収しておりません。したがって、霧島市においては徴収しないということで手数料条例から削除するということで調整しております。2の加入金についてでございますが、現行の加入金につきましては別紙資料をお目通しください。1市6町のそれぞれ金額で徴収しております。16年度の加入実績は940件でございます。うち国分市、溝辺町、隼人町の合計数が全体の90%を占めております。新市における加入金につきましては、分科会、専門部会におきまして13mmから40mmについては、平成14年度決算の加入実績の金額を基に、その平均値に近い金額で算出しております。また、50mmから100mmにつきましては各市町規定は設けてはおりますが、加入実績のない所が多かったため、実績のある国分市と隼人町の平均値で算出しております。3の開発負担金等でございますが、開発負担金につきましては別紙資料のとおりでございます。現行では隼人町、溝辺町が開発負担金を徴収しております。担当者会、分科会、部会等で協議を重ねてまいりましたが、開発負担金が宅地の価格へ転嫁される等ミニ開発を助長する。地価の高騰の原因となるというような理由で開発負担金は徴収しないということで調整いたしました。以上で報告、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま水道専門部会長の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

市民に最も関係の深い水道事業でございますけれども、本日の経過報告及び前回の経過報告、さらに

は前々回の経過報告を見ますと水道分科会の会議の日数12～3回ありますね。あるいはそれ以上あると思います。ということは、それなりに協定するに難しかったということが判断されます。今まで説明がございましたが、この中で協定に至るまでに事務局として、あるいは、また、水道分科会の方で最も難しかった点、そういった面はどういった面が難しかったのか。お尋ねをいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会水道分科会長（平野 正明）

水道分科会長の平野でございます。よろしくお願ひいたします。今皆さんに発表いたしましたけれども、一番難しかったのは開発負担金の調整でございました。それにつきましては、さっき説明がありましたように、隼人町と溝辺町が開発負担金を徴収しておりました。その中で開発負担金がなければミニ開発を助長するようなことではないと。開発負担金を取らなければ、大きな開発をしたいという業者も開発負担金を負担することによって開発負担金を徴収されないようなそういう状態のミニ開発ですね、そういうのがどんどん進んできてスプロール化が進むんじゃないかというような意見等がありました。それから、水道事業は公営企業だと。その中で取れるものであれば調整して取った方がいいんじゃないかというような意見がございましたけれども、全体的な考え方でミニ開発を助長する。スプロール化が進むということであれば、そういうものについては今後徴収しないような形で、調整をして徴収しないというような形で分科会の方では決定をさせていただきました。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

市民に安心な水をば十分供給をしていく。このことは行政の責任だと言われておりましたけれども、これが崩れつつあるのが日本の水道事業かと思ひます。いわゆる規制緩和という波の中で簡易専用水道あるいは専用水道の指定認可を受けまして、現上水道の水を利用するというで施設を整備していった。しかも借金をして整備をしていったけれども、それが償還しないうちに緩和で、規制緩和で自分で水源地を求めて水道事業、水道を、簡易水道なり、専用水道をしていくということで脱退される向きが全国的にはあると思ひますが、そういった面から見ましてやはり今1市6町の中でここ1～2年のうちに専用水道の認可を受けていらっしゃる地域があるいは何件あるのか把握されていらっしゃるでしょうか。あるいは、また、これから先簡易専用水道、あるいは、また、専用水道の認可を受けられるんじゃないかという予想的なもの、これと開発行為とは全く関係しますので、質問させていただきます。

○始良中央地区合併協議会水道専門部会長（濱崎 幸嗣）

ただいまのご質問にお答えいたします。専用水道としてはございませんが、簡易水道は、溝辺町、簡易水道は、横川町、霧島町、それから牧園町、福山町の4町が簡易水道で事業を行っているところでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

質問の趣旨と今の答弁はちょっと違うようでございますけれども、これは行政が行わないいわゆる簡易専用水道なんですね。私が知る限りでは、昨年度霧島の発電関係の所はある。どうですか。専用水道の認可を受けられて仕事を進められていらっしゃるんじゃないですかね。

○始良中央地区合併協議会水道分科会長（平野 正明）

お尋ねの簡易水道事業というものにつきましては集落水道のことでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

水道法による、いう簡易水道、専用水道なんですよ。いわゆる 100人以上の水道につきましてですね、やはり県の認可を受ける簡易水道事業、5千人以下、ということは簡易水道が可能ですよね。今度は規制緩和で専用水道の道が開けてきましたよね。そのことを言っているわけなんです。これから先大規模の企業なんかがございますね上水道事業を、上水道の水を引きたいと計画したとしても、その敷地内に良質の水源があるとすれば、専用水道の認可を受けまして自分で水道事業を興すことができると思います、工業用水道とは別にですよ。その辺の配慮というものが検討されたかどうかということです。

○始良中央地区合併協議会水道分科会長（平野 正明）

そういうものについてはですね水道分科会の方では検討はしておりません。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今提案されている以外のものについて、このこれが済んでからまたさらに質問をさせていただきたいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、山下委員。

○始良中央地区合併協議会委員（山下 勝義）

先ほど3市町で940件の新規加入ということで、1市6町のおよそ90%が3市町ということでしたが、その中で13mm口径と20mm口径に分けて調査されていらっしゃるのか。ここに加入金が出ておりますが、まあ溝辺町は13mmが2万7千円ということですが、158件の昨年度加入なんですが、この中の7~8%がですね20mm、あとはすべて30mmということで、これには水圧の関係もございますが、溝辺の場合は3kgから約5kgという水圧、ですから、加入金とですねその需要というのが、13mmが溝辺町が一番多いわけですね。他の町はどういった状況であるのかですね。水圧とこの何mmが主なのか。お分かりでしたら、お聞かせください。

○始良中央地区合併協議会水道専門部会長（濱崎 幸嗣）

それでは、回答いたします。940件の中の13mmと20mmにつきましては、13mmが国分市が147、溝辺町が205、横川町が18、牧園町が36、霧島町が19、隼人町が209、福山町が16の合計650件でございます。20mmにつきましては、国分市が193、溝辺町が5、横川町はございません。牧園町が3、霧島町が1、隼人町が52、福山町が2の256でございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

山下委員よろしゅうございますか。はい。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

水道料金このような形で調整していただいたんですけれども、水道事業は公営企業でありますので、このように調整した結果ですね収支にどのような影響を与えるかということについてどの程度検討されたか。報告をお願いします。

○始良中央地区合併協議会水道専門部会長（濱崎 幸嗣）

今回のあれにつきましては水道料金ではございませんので、はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

稲垣委員いいですか。はい、その加入金の中の収支の見通しがどうなのかと。

○始良中央地区合併協議会水道専門部会長（濱崎 幸嗣）

16年実績で 3,608万 5 千円でございます、16年度実績の加入金ですね。訂正いたします。済みません。16年実績が 3,606万 1,570円でございます。それから、先ほど言いました新市の仮定といたしまして 3,680万 5 千円でございます、その差額が74万 3,430円ということになります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特になければですね、延時委員のはこの問題ですか。はい、これとやっぱり関連しますね。はい、お願いします。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

それでは、発言の許可をいただきましたので、ご質問させていただきたいと思いますが、1年前の3月11日の協定の中でいわゆる溝辺町、上水道・簡易水道事業の廃止及び認可については、合併の日に事業廃止の届け出をし、同時に現行のとおり新市創設認可を受けるということで協定したと思いますが、現段階でこの作業がどうなっているのか。あるいは、また、そうした場合に、それぞれ流域水系別の水道事業を興しているわけなんです、上水道であっても、簡易水道であっても。それがどういった名称になって認可を受けるのか。お尋ねいたしたいと思います、現在の。

○始良中央地区合併協議会水道専門部副部会長（石塚 義人）

それでは、延時委員が言われましたことについて申し上げます。現在今創設認可、1市6町すべてのことで簡易水道は簡易水道をまとめられる分はすべてまとめ、そして、福山が七つにまとめました。そしてまとめられる所は、県の方にも相談をいたしましたら、まとめる所はまとめてくれんかということでしたので、その高低もありますので、そういうことでまとめることはまとめましたけれども、上水道はそのまま、隼人、国分、溝辺の上水道については創設、そのままの認可をしていただきましたけれども、あと簡易水道の4町の、隼人の一部も入れまして4町の分についてはまとめられる所はまとめ、そしてそのままいく所はいくということで、今、創設認可をお願いしております。大体、今、県の方とも話をしまして、8月頃には、うちは隼人の方が河川からのあれを持っておりますので、厚生労働省の方に行かなければなりませんので、一応7月いっぱいまでに県の方との調整を済ませて行こうというふうになっているところでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

そうじゃないですよ。先ほど申し上げましたように、名称としましては霧島市国分地区上水道、あるいは、また、霧島市溝辺地区上水道ということで認可を受けられるんですか。それとも一つ、今、福

山の七つをまとめるということでしたが、給水人口が5千人を超えていくようになるんじゃないですか、七つまとめますと。そうしますと簡易水道から外れてきますよね。その辺はどうされるのか。お尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会水道専門部副部長（石塚 義人）

一応ですね、そのまとめると言いましても、5千人を超えない範囲でまとめて簡易水道ということでまとめていきますので、それはそういうことしております。そして名前はですね、霧島地区、霧島市上水道ということで、そこに溝辺とか、あるいは隼人とか、国分とかいうのは付けません。もう霧島市一つにまとめるということで認可を受けます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

いわゆる給水区域というものはそれぞれ水源地从ら一定の区域がありますよね。しかも重複してはならないということがあると思います。そうした場合に霧島市上水道、霧島市簡易水道とした場合にそのそれぞれの区域に水源地に関わる給水区域が認可を受けた範囲になっておりますよね。その辺がすぐ分かるようになりますかね。

○始良中央地区合併協議会水道専門部副部長（石塚 義人）

簡易水道の方はですね、例えば、霧島市何々簡易水道というふうに簡易水道の分についてはしますけれども、上水道の分については霧島市上水道ということで認定を受けますので、簡易水道、この地区からどうというのとはすぐ分かるようになっております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

これから先の水道事業をですね少しでもいわゆる効率よくするために、あるいは給水区域の変更もあり得ると、あった方がむしろ将来の全体の水道事業にはプラスになるということが言えるんじゃないだろうかとは個人的に判断する場所もありますけれども、そういった点についての配慮はなされなかったのかどうか。お尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会水道専門部会長（濱崎 幸嗣）

現在のところ、今1市6町の水源等すべて見まして、そして13万8千人、給水人口はちょっと小さくなりますけれども、十分今のところは足るようでございますが、そのような水源のございましたら、またそういうご存じでございましたら、また我々の方にも教えていただければ、また十分今後の対応にしていきたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

先ほど名称のことですね、上水道については霧島市上水道一本でいくということでそれぞれの水源、水系別の場所的な決定はないと、県とも協議をしていったということでございますけれども、みんなが分かりやすいように、あるいは、また、経理がしやすいように、あるいは、また、いろんなその中で事業を運営するために、しやすいためには簡易な名称があった方がいいというような感じはしますの

で、やはり霧島市溝辺地区なら溝辺地区上水道、そういったものの指導はなかったんでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会水道専門部会長（濱崎 幸嗣）

一応ですね、そのようなことも話はしてはいるんですけども、もう1回、まだ今調整の段階でございますので、またそういうことについてももう1回調整はしてみます。今んところですねそういうことで話もして、できればこういうふうにパッとあれしてほしいという話だったものですから。（「はい、分りました。」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、延時委員よろしゅうございますか。ほかにございせんか。それでは、延時委員の分につきましては、今、事務局の方からご説明がございましたが、そのほか今回報告いたしておりますことについてはございせんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、この件についてはこの報告のとおり取り扱うことでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

ありがとうございました。では、そのような取り扱いとさせていただきます。次に、議事の（５）、報告第29号、また、上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目25 - 19 - ）を議題といたします。建設専門部会の方から説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会建設専門部会長（成枝 靖夫）

建設部会の成枝でございます。隣が下水道分科会の宇都口と吉田でございます。よろしく願いいたします。報告第29号、下水道事業の取扱いについて（協定項目25 - 19 - ）、下水道事業の取扱いについて、平成16年2月26日、協議第46号、協議、決定された調整方針に基づき別紙のとおり調整したので、報告する。平成17年6月16日提出、始良中央地区合併協議会会長名でございます。協議項目といたしまして排水設備及び水洗便所改造事務でございます。協議、決定された調整方針といたしまして水洗便所等改造工事費助成金については、合併までに調整するございました。これを具体的な調整結果といたしまして、現在牧園町のみで制定されている水洗便所等改造工事費助成金交付制度は、新市に引き継ぎ、19年度をもって廃止する。助成金の額は段階的に調整する。2ページの別添資料をご覧ください。助成金の額といたしまして下水道処理開始の工事の日から助成金交付決定までの期間が1年以内のものは1万7千円、2年以内が1万2千円、3年以内が6千円ということでございます。助成金の額の調整としましては、17年、18年、19年ということで段階的に調整するというものでございます。この助成金の交付は牧園地区のみを対象とするということで幹事会の決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま建設専門部会長の方から説明がございましたが、何かご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

お尋ねします。この助成金ですけれども、過去の実績から判断しましてどの程度の予算を必要としているのと予想されているでしょうか。

○始良中央地区合併協議会建設専門部会長（成枝 靖夫）

ただいまのご質問でございますが、16年度の助成金の交付状況といたしまして、予算額81万に対して、78万1千円交付いたしております。対象者が45名ございまして、そのうちの41名が1年目に設置しているということで、制度の必要性が確認できております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかはないようでございますので、報告事項に対する、今回の報告、本件につきましては報告のとおり取り扱うということでよろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

ありがとうございました。本件につきましては報告のとおり取り扱うこととさせていただきます。次に、会議次第第5のその他に入ります。（1）の霧島市市章検討アドバイザーについて事務局から説明をお願いいたします。はい、事務局次長。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、説明をいたします。霧島市市章検討小委員会設置規程第4条の中に「協議会会長は、デザイン等に関し、専門的な知識を有する者をアドバイザーとして指名することができる。」というふうに定めてあります。検討いたしました結果、書面にありますけれども、3名の方に霧島市の市章を選定するにあたってのアドバイスをいただくことになりましたので、紹介させていただきます。まず公的な機関でございます。鹿児島県の工業技術センターデザイン工芸部に所属される恵原さんでございます。この方は工業デザインや環境デザインの研究開発に携わっておられます。次に、研究教育機関として第一工業大学の建築学科入来教授、この方は建築都市デザインの専門家として活躍されておられます。同じく隼工業高等学校のインテリア科の滝下教諭でございます。この方は県下の高等学校のデザインの指導者の第一人者であるということと、国分シビックセンターで市民ギャラリーとして隼工展を開催されるなどされております。以上この3名の方に絞り込み作業等を行ってもらうということになりますので、紹介させていただきます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

何か本件についてはございますでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件についてはもう終わらせていただきます。次に、（2）、合併までに調整する項目等の報告日程（予定）について事務局の方から説明をお願いいたします。はい、事務局次長。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料につきましては合併までに調整する項目等の報告日程（予定）の1枚紙でございます。この予定表につきましては、協議、決定された調整方針のうち合併までに調整するとして項目、先ほどもありましたけれども、合計128件についていつ報告するのかということにつきまして整理をさせてもらっております。128件のうち指定金融機関についてもう報告を終わっておりますので、実質127件、本日そのうち11件が終わったこととなります。次回7月21日、第37回では福祉関係を出させていただきます。47件となります。予定では8月4日はありませんでしたけれども、1回あたりの協議、報告の件数を配慮いたしまして追加で8月4日、第38回として協議会を開催していただきたいということでございます。その時27件です。それから8月17日、これが28件、9月21日が14件という予定で今後報告をさせていただきたいということとなります。10月31日が第41回として、予定でいきますとこれが最後の協議会なのかなというふうに考えますが、協議会の廃止であるとか、決算の見込み等を報告をさせていただきたいということでございます。あくまでもこの表につきましては合併までに調整する項目をこういった形で報告をさせていただきたいということでございます。協議会の方に報告する分につきましては、このほかに、予定でいきますと、新市の市章につきましては9月21日の協議事項として提案をさせていただきたい。ほかに職務執行者であるとか、新市のまちづくり計画の実施計画、それから選挙の実施日、併せて開庁式であるとか、閉庁式であるとか、引っ越しの日程、これ等につきましても協議が整い次第報告をさせていただきたいということでございます。以上、今後の報告につきましてまとめさせていただきましたので、説明させていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明をいただきましたが、これについて委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、本件につきましては事務局の説明のとおり計画的に進めるということにいたします。そのほかで委員の皆さんから何かございませんでしょうか。ないようでございます。事務局の方から次回の会議日程等について説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

先ほど連絡がございましたように、繰り返しになりますけれども、次回第37回合併協議会は、7月21日（木曜日）午後1時半からこの多目的ホールで開催させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

以上をもちまして本日の議長の役目を終わらせていただきます。ご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これもちまして第36回始良中央地区合併協議会を閉会させていただきます。

「閉 会 午後 2時39分」